

テレビや映画、芸能人の影響による乱用薬物のイメージ変化、インターネットや携帯電話の普及により手軽に入手できるようになった社会状

6月20日～7月19日
ダメゼッタイ。薬物乱用防止運動

Table with 2 columns: 会場 (会場), 日時 (日時). Includes 池田会場 and 浦幌会場.

7月は、豊頃町では講習は行われません。次回の講習予定は、8月9日(木)です。
詳細▽豊頃町で行われる講習月は偶数月▽種別は「優良」(13時15分)、「違反」(14時15分)のみ▽「一般」または「初回」を受講される方は、池田会場等で受講してください。

運転免許更新時講習

7月は、社会を明るくする運動強化期間です。
社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

第62回 社会を明るくする運動

日ごろから、薬物を乱用することによる身体への影響、周囲にかかる負担や犯罪への危険性を大人が繰り返し子どもに伝える必要があります。
食欲減退、無気力など、子どもに変化が見られ対処法がわからないときは、警察にご相談ください。



スズメバチ等にご注意!!



ハチは夏から秋にかけて最も活動的になりますので、次のことに注意しましょう。

- 巣に振動を与えるような大声や物音をたてない
●外出時は、白っぽい服装で肌の露出を少なくする
●たばこ、化粧品などニオイのあるものはできるだけ避ける

《刺されたときの応急手当》

- ①近くに巣がある可能性が高いので、姿勢を低くしすぐにその場から離れる
②刺された部分を強くつまみ、針や毒を絞り出す
③流水で刺された部分を洗い、ぬれタオルなどで冷やす(流水中、刺された部分をつまみあげるようにして洗うと、より効果的)
④病院へ行き医師の診察を受ける



◆ 家屋や庭木等で巣を見つけたときは、巣に近寄らず早めに駆除業者へご連絡ください ◆

蜂の巣駆除

蜂の巣の駆除については、蜂駆除業者の紹介制となっており、処理費用についても個人・事業者負担となっています。ただし、所有者不明の用地・建物や生活弱者(生保・老人・母子世帯等)については、町で費用を負担し駆除しますのでご相談ください。

【紹介業者(8件)】

Table with 6 columns: 業者名, 駆除対象物, 電話番号, 業者名, 駆除対象物, 電話番号. Lists 8 bee removal companies.

問 役場住民課住民環境係 ☎(574)2213

『食中毒』は家庭からも発生します!!

『食中毒』というと旅館や飲食店での食事が原因と思われがちですが、家庭の食事でも発生していますし、発生する危険性が数多く潜んでいます。ただ、家庭での発生は「症状が軽い・少人数のことが多い」などから、風邪や寝冷えと勘違いし食中毒と気づかないこともあります。

一 食中毒警報って? 一

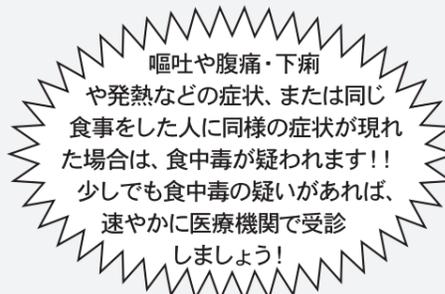
食中毒の未然防止のため、細菌性食中毒の発生しやすい夏期を中心として、高い気温や湿度など、次のような基準により保健所長が警報を発令し、食品関係施設や一般家庭に注意を喚起するものです。

◆ 発令基準 ◆

- ①日最高気温28℃以上が予想される場合
②前2日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上かつ湿度が85%以上の場合
③前2日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上かつ湿度が85%以上の場合
④その他保健所長が特に必要と認める場合

☆警報が発令された場合は、次のことに十分注意してください。

- ①調理前・食事前・用後は手をよく洗いましょう。
②生鮮食品は、できるだけ早く調理しましょう。
③調理したものは、早く食べましょう。
④食べる前に火を通しましょう。
⑤食べ物は、低温(10℃以下)で正しく保存しましょう。
⑥ふきん・まな板などの調理器具は、よく洗って乾燥しておきましょう。
⑦台所は、整理整頓し常に清潔にしておきましょう。
⑧冷蔵庫内の清掃は、定期的実施しましょう。
⑨ハエなどの衛生害虫は、定期的駆除しましょう。



問 役場福祉課健康係 ☎(574)2214



生活・環境

住民基本台帳カードの継続利用が可能になります

これまで、他市区町村に住所を異動した場合、転出前市区町村で交付された住民基本台帳カードは使用できなくなりましたが、7月9日から新しい市区町村でもカードを継続してご利用いただけます。
※継続利用ができるのは、有効な住民基本台帳カードに限りです。

住民基本台帳カードをお持ちの方で住民異動届(転入、転出、転居)の手続きをされる場合は、必ず住民基本台帳カードを持参ください。
問 役場住民課住民環境係 ☎(574)2213

不法投棄をなくそう!

十勝管内における河川敷地への不法投棄は依然として後を絶たず、その処理には多大な費用が必要となっています。
十勝の豊かな自然環境を守るためにも、不法投棄は絶対にやめましょう。

また、河川敷地内での火の不始末による河川管理施設の損傷や、河川利用者被害が生じることのないよう、

う、不法投棄同様絶対にやめましょう。
子どもたちの未来のために、みんなで川を守りましょう!

くりりんセンター 休館日のお知らせ

7月16日(月)の『海の日』は、くりりんセンターへのごみの持込みはできません。

問 くりりんセンター(帯広市西24条北4丁目) ☎0155(37)3550
※町の収集は通常通り行います。

茂岩共同墓地の使用について

お墓周辺の雑草等が伸びたままになっていませんか?
お墓の周辺に植えた草や木の成長で近隣の使用者に迷惑となっている状況が見受けられます。お互いに気持ちよく使用するために、草刈り等の管理をお願いします。

なお、ご自分で管理できない方は、豊頃町いきがセンター ☎(574)3143 に依頼することもできます。
また、今後使用される予定がない場合については、返還手続きをお願いします。

問 役場住民課住民環境係 ☎(574)2213

【見方②】

☎=電話 FAX=ファックス ☒=Eメール HP=ホームページ

【見方①】

☐=日時 所=会場 対=対象 定=定員 ㊦=費用 申=申込み 問=問合せ